

平成28年1月8日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成28年1月8日(金) 午後2時 紀南文化会館4階 研修室

農業委員数39名

出席者34名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
	6番 向日 一義		
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 皿田 功
13番 田淵 宏	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 青木 登
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 寒川 加代子
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎			

欠席者 5番 市橋 宗行 7番 前田 登 8番 森 敦孝  
38番 石谷 強 39番 蔭地 明一

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏  
会議録署名委員 6番 向日 一義 9番 更井 寛司

議長 皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。暖冬、暖冬と言いながら、本当に暖冬になってしまっていて、梅の花も旧田辺地区辺りでは、ちらほらと咲くような気候になってまいりました。また、年末はみかんを取れども全然コンテナに溜まらずで、大変痛みが出まして苦慮したところでございます。価格的には良い滑り出しだったと思いますが、みかん農家の方は苦勞されていると思います。昨日、農振除外のことについて市長と知事の話合いが持たれましたので、その結果についてはまた局長から説明があると思います。我々としては農地を守るということは揺るぎないことではありますが、それ以上に大変苦慮するところがございますので、皆さんのご意見も賜りたいと思います。それでは早速、定例会を始めさせていただきます。

議長 それでは最初に、平成24年1月議案(利用権)の変更について、事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 それでは、平成24年1月議案(利用権)の変更について説明させていただきます。変更前が、5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、815㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、平成24年2月1日から平成30年1月31日までで新規でしたが、終期を平成30年1月31日から平成28年1月31日に変更しました。以上です。続けて、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1、111㎡、他1筆、合計1、153㎡、

貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間2万円、持参払い、期間は平成28年2月1日から平成31年1月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 318㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年2月1日から平成31年1月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 557㎡、他1筆、合計2, 842㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年2月1日から平成31年1月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の881㎡、他4筆、合計2, 722㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年2月1日から平成31年1月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の730㎡、他3筆、合計1, 968㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年2月1日から平成31年1月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の815㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年2月1日から平成48年1月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3, 437㎡、他3筆、合計8, 443㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年2月1日から平成48年1月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の33㎡、他5筆、合計7, 131㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年2月1日から平成34年1月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の211㎡、他5筆、合計1, 703㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間白米25kg、持参払い、期間は平成28年2月1日から平成31年3月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の430㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年2月1日から平成30年12月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の330㎡、他3筆、合計913㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年2月1日から平成32年12月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の596、他1筆、合計1, 530㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年2月1日から平成31年1月31日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の446㎡、他1筆、合計892㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年2月1日から平成30年11月30日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の5, 869㎡、他1筆、合計10, 625、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年2月1日から平成38年1月31日の新規です。合計14件、42筆、42, 485㎡、貸手13名、借手13名です。続きまして、所有権移転を報告いたします。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は1, 754㎡、所有権を移転する者は〇〇〇、〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は畑、

対価は80万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成28年1月20日、所有権移転の時期は平成28年1月20日です。合計1件、1筆、1,754㎡、譲渡人1名、譲受人1名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは利用権の変更について、逐条審議をお願いします。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは利用権の設定について、逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、7番について異議ございません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、9番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは無農薬栽培を希望されておりまして、稲の無農薬栽培をされている〇〇〇〇さんということで異議ございません。
- 議 長 はい、10番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番、11番について異議ございません。
- 議 長 はい、12番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番、13番について異議ございません。
- 議 長 はい、14番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは一軒家を借りての新規就農です。異議ございません。
- 議 長 はい、以上14件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権の移転の申出について逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。買主宅において80万円で決定いたしました。この物件に関しましては、買主の畑の奥側に譲渡人の畑があるということです。異

議 長 議ございません。

委員 全員 議 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長 異議なし。

農振課 田上 議 はい、それではそのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

〇〇番 委員 農振課 田上 机に農地中間管理事業による農地の賃借についての資料を配付させていただいておりますのでご覧になっておいて下さい。

愛須 局長 〇〇番〇〇です。質問ですが、通作距離は現在どのようになっていますか。通作距離は問わないということになっています。場所にもよりますが、ケースバイケースでその人の耕作状態で判断せざるを得ないのかなと思います。

議 長 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、5番市橋宗行委員さん、7番前田登さん、8番森敦孝さん、38番石谷強委員さん、39番蔭地明一委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、6番向日一義委員さん、9番更井寛司委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は173㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は188㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は850㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕、面積は850㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,334㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が樹園地、面積は4,665㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積

は75㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は677㎡、他1筆、合計809㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は244㎡、他1筆、合計941㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。以上10件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議	長	ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番、2番について、異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3番、4番は交換分合ということで、異議ございません。
議	長	はい、5番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。何ら問題ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9番、10番については親戚関係で、等価交換です。異議ありません。
議	長	はい、3条申請10件とも異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
岡内	係長	5ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は368㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟145.5㎡、駐車場他222.5㎡、合計368㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は367㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は貸事務所1棟134.95㎡、駐車場他232.05㎡、合計367㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は昭和61年5月1日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と河川に囲まれた農地で、第2種農地

です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は37㎡、他5筆、合計1,316㎡の内1,213㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,213㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1月6日に〇〇〇〇委員さん、局長さん、係長さんの4人で現地調査をしてみました。1番、申請場所は〇〇〇〇の南300mで転用理由は住宅を建てたいということです。周囲の影響としましても周りの同意、水利組合の同意もございます。転用内容は木造2階建ての住宅と駐車場で土地は切盛りなし、排水は農業集落排水と雨水はU字溝へとなっています。自分の土地に自分の家ということで問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より西へ150mで、転用理由は貸事務所にして転用したいということです。周囲の影響としても周りの同意、水利組合の同意もございます。排水は合併浄化槽と雨水は水路へとなっています。以前に許可が出て、売買を済ませた土地の残りですが、道路側の土地が整地されている状態です。3番、申請場所は〇〇〇〇より西へ200mで、転用理由は太陽光発電を設置したいということです。周囲の影響としても周りの同意、水利は区長の同意もございます。転用内容は太陽光パネルで切盛りなしです。排水は雨水の自然浸透です。問題ないと思います。以上です。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇に住んでいますが、親の地元に帰って来たいということです。後は現地調査委員さんの報告のとおりです。意義ございません。

議長 長 はい、2番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんから指摘がありましたが、先月、この土地の奥に住宅が2軒建つということで分譲したわけですが、その進入路として、この土地の梅の木を先に伐採して、そこから進入するという状態になっていたと思います。隣接同意等ございますので、異議ないと思います。

議長 長 はい、3番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは手広く農業されており、とても廻らないということで太陽光発電施設を設置するということです。異議ございません。

議長 長 はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとのことでございます。

委員 全員  
議 長

岡内 係長

そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

6ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,276㎡の内937.5㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設937.5㎡、着工日、工事期間は許可日より5か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。使用貸借20年間の設定です。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は172㎡、他1筆、合計193㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟62.25㎡、駐車場、庭園130.75㎡、合計193㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。期間の定めのない使用貸借です。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は586㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設586㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は187㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟105.14㎡、駐車場、物干し等270.86㎡、合計376㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は189㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟105.14㎡、駐車場、物干し等270.86㎡、合計376㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は590㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設590㎡、着工日、工事期間は許可日より2か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路に囲まれた農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、



面積は6.97㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は浄化槽等6.97㎡、着工日、工事期間は完成済みです。農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。始末書ございます。申請地は宅地に転用後、利用を始めて既に8年が経過しております。譲受人が隣地に住宅建築の際、浄化槽を計画どおりに設置できなくなりました。設置場所を確保するために、申請地部分をどうしても譲り受ける必要が生じましたが、幸いに譲渡人の協力を得て譲り受けることができました。ただ、事態が切迫していたこと、わずかな面積であったことに加え、付近に影響がなかったことから所定の手続を省略して工事を継続して進めました。また、譲渡人側の相続登記が未了であったことから、事後の手続も遅れて今日に至りました。これら諸般の事情があったとは言え、私どもの甘い考えによるこれまでの不始末を心よりお詫び申し上げます。これを機会に今後は農地法の認識を深め、再度このような機会が生じた場合には、計画を精査し実行に移すことをお誓い申し上げます。どうか、今回に限りましては寛大なご措置を賜りますよう伏してお願い申し上げますとのことです。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は765㎡、他1筆、合計777㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は診療所1棟197.5㎡、駐車場他1,655.5㎡、合計1,853㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意はございます。賃貸借25年間の設定です。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,019㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は診療所197.5㎡、駐車場等1,655.5㎡、合計1,853㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意はございます。賃貸借25年間の設定です。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は57㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は診療所197.5㎡、駐車場他1,655.5㎡、合計1,853㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意はございます。賃貸借25年間の設定です。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は947㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設947㎡、着工日、工事期間は許可日より2か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。使用貸借20年間の設定です。この土地は周囲を道路に囲まれた農地で、第2種農地です。12番、土地の所在は〇〇〇字

〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は963㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅4棟242.26㎡、道路、駐車場720.74㎡、合計963㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は612㎡、他1筆、合計906㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設906㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕、面積は406㎡、他2筆、合計1,168㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,168㎡、着工日、工事期間は許可日より2か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に除外となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上14件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番の申請場所は〇〇〇〇の南300m、現況は梅畑で転用理由は太陽光発電を設置したいということで、周辺への影響は周りの同意、水利組合の同意もでございます。転用内容は太陽光パネルで切盛りなし、梅を伐採して整地するということです。雨水は自然浸透、市道側溝へ流れるということで、問題ないと思います。2番の申請場所は〇〇〇〇の北隣で現況は休耕地です。転用理由はここは母親の土地で、娘夫婦が家を建てたいということです。周辺への影響は周りの同意、水利組合の同意もでございます。転用内容は木造2階建て、駐車場、切盛りなしです。排水は合併浄化槽で雨水と北側の既設水路へ流します。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇の北100mで現況は竹やぶです。転用理由は太陽光発電を設置したいということで、周りの同意、水利組合の同意もでございます。転用内容は太陽光パネル、切盛りなし、雨水は自然浸透で問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇から北へ500m、現況は梅畑です。転用理由は整地して住宅を建築したいということです。周りの同意、水利同意もでございます。転用内容は木造2階建て、駐車場、コンクリート擁壁をしたいということです。排水は合併浄化槽と西側の市道側溝へ流すということです。問題ないと思います。5番は4番と同じ内容ですので問題ないと思います。6番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ500m、現況は梅畑です。太陽光発電の設置で太陽光パネル、切盛りなしで、周辺への

影響も周囲の同意、水利組合の同意もございます。雨水は自然浸透で問題ないと思います。私の担当は以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番、申請場所は〇〇〇〇の南100m、現況は宅地で、転用理由は申請地の隣接地で受け人が住宅を建築した際に、浄化槽の設置場所が一部、申請地に入らざるを得なくなり、この土地を渡し人の了解で譲り受けることになった。未相続だったので相続登記などで申請が今になりお詫び申し上げますとのことで、始末書が出てきています。転用内容は合併浄化槽1基、西側の境界にはU字溝が設置済み、排水は合併浄化槽の処理水はU字溝から南側の既設水路へ流すということです。周辺への影響については近隣の農地への影響もなく、水利組合の同意もあります。問題ないと思います。8番、9番、10番については、所在地が同じなので一括して説明させていただきます。賃貸人はそれぞれ3人おられますが、賃借人については1人です。申請場所は〇〇〇〇の北隣で、転用理由は隣接周辺が大型店など宅地化しており、農作業、特に消毒作業に支障が出ており、農業も難しくなっている。転用内容については診療所で周囲にU字溝を設置する計画です。排水は合併浄化槽処理で南側の既設水路へ流すということです。隣接の同意、水利組合の同意もありますので問題ないと思います。11番、申請場所は〇〇〇〇の南西500m、貸人借人は親子関係です。貸人は高齢で梅の成りも悪く価格も低迷している。ここは日当たりが良いので太陽光発電に転用し安定収入を得たいとのことです。転用内容は太陽光パネル、切盛りなし、雨水は自然浸透です。隣接の同意、水利組合の同意もございますので、問題ないと思います。12番、申請場所は〇〇〇〇の南200mで、転用理由は渡し人は高齢で、家族も耕作面積を減らしたい考えです。隣接地で分譲住宅を行っており、受け人は当該地も分譲住宅で転用申請するとのことです。転用内容は分譲住宅4棟、排水は合併浄化槽処理で進入路側溝から南側の水路へ流す計画です。隣接の同意、水利組合の同意もございますので、問題ないと思います。13番、申請場所は〇〇〇〇の東100mで、転用理由は渡し人は高齢となり農作業も困難で縮小を考えていたところ、受け人から太陽光発電施設に利用したいという要望があり、有効利用を考え、転用申請するとのことです。雨水は自然浸透及び既設水路へ流すという計画です。隣接の同意、水利組合の同意もございますので、問題ないと思いますが、〇〇〇〇の方が既に事前着工ということで、埋め立て済みとなっており、始末書の提出は必要ではないかと事務局には伝えております。14番、申請場所は〇〇〇〇の北100mで、転用理由は渡し人は兼業で今後の耕作予定もありません。受け人より太陽光発電の申し出を受け、譲渡することになったということです。転用内容は太陽光パネル180枚で雨水は自然浸透です。隣接同意は不要で水利同意はございますので問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの内容のとおりで異議はないのですが、施工方法で、周囲にフェンスがあるのかを事務局にお聞きしたいのですが。

岡内 係長 申請書の見積明細書の中の記入事項にはフェンス工事と書かれていますが、  
 するかどうかの確認はできておりません。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農地法上が全く異議はないのですが、周辺には民家があ  
 り、小さなお子さんが何人かいるとのことで、ご近所の方から、危険性を  
 心配され、なんとかフェンスを設置できないかとの相談を受けています。  
 農業委員会に確認はしてみますと言っています。周囲の方がこのようなこ  
 とを危惧しているのに、農業委員会でひとつも審議をしていないというの  
 もどうかということから、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

議 長 事務局、どうですか。

愛須 局長 ほとんどフェンスはしているように思います。農業委員会でも要望が出た  
 ということを申請者には伝えて、フェンスを付けてくれるよう申し入れし  
 たいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。それで異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番について異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番、5番、6番について異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番は設置してから8年ということで、始末書もあり、  
 問題ないと思います。8番、9番、10番については、道路には排水路も  
 あり、問題ないと思います。11番については中山間の補助金関係で今ま  
 で我慢して今回の申請となっています。異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございませ  
 ん。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおり、1枚は既に埋めてお  
 ります。それと先程もお話しがりましたが、この申請場所は学校やプー  
 ルが近くにありますので、フェンスの設置が義務付けられているのか確認  
 をお願いしたいと思います。異議ございません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございませ  
 ん。

議 長 はい、以上で14件の5条申請について異議なしということですが、その  
 ように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農  
 地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 11ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土  
 地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は819  
 m<sup>2</sup>、他1筆、合計865m<sup>2</sup>、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土  
 して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、

水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より西へ200㎡で、現況は梅畑です。変更理由については、農作業の効率化のために地盤を嵩上げし梅を植え替えるということです。内容は盛土30cmから50cm、西、東、南側の境界にL型コンクリート擁壁を計画しています。排水については雨水は自然浸透です。隣接の同意、水利組合の同意もございますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございません。また、本人さんとも連絡を取ってみたいと思います。

議 長 ありがとうございます。議案第5号農地の形状変更願1件について、異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 12ページをお願いします。議案第5号農地等あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,756㎡、他1筆、合計5,638㎡、作物はみかん、10アール当たり収穫量はそれぞれ200kg、希望価格は合計400万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,940㎡、作物は梅、10アール当たり収穫量は1,000kg、希望価格は100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は952㎡、作物は梅、10アール当たり収穫量は1,500kg、希望価格は90万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上3件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。所有者の後継者の方が亡くなり、畑を処分しているという状況です。現場は〇〇〇〇というところにあり、西南の方に向けた畑で下側に市道が横断しており、2筆になっています。7段程度の段々畑になっており、上段が1反程の平らな土地になっています。利用権設定をしていましたが、12月に合意解約となり、今回あっせんということではありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。所有者も高齢で、息子さんも体が不自由であります。現場は梅畑で急斜面などところであり、息子さんも作業ができないということで、誰か買っていただける方があればということです。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。所有者の方は寝たきりで奥さんも体が悪く、何とかしたいということであっせん申し出が出ております。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第5号の3件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、1番については、地元の〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんと隣接で〇〇〇〇委員さんです。2番については、地元の〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんです。3番については、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、隣接で〇〇〇〇委員さんです。以上3件、あっせん委員の皆さんよろしくお願ひします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 13ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,754㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日・価格は平成27年11月13日、80万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員でした。以上1件ご報告申し上げます。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、事務局の説明をお願いします。

松平 主査 14ページをお願いします。報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は95㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫12㎡、転用面積は24㎡です。以上、1件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

松平 主査 15ページをお願い申し上げます。報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は602㎡の内1㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇です。賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件報告申し上げます。

議 長 報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

松平 主査 16ページをお願い申し上げます。報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は963㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は農地法第5条許可日、理由は売買による農地法第5条申請のためです。以上1件報告申し上げます。

議 長 報告第4号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第4号、報告とさせていただきます。それではその他の案件です。12月の県農業会議提出案件の4条2件、5条1件について無事答申されましたことご報告申し上げます。なお、他の5条1件について、事務局から報告していただきます。

岡内 係長 先月、ご協議いただきました、〇〇〇〇の太陽光発電施設設置の案件についてですが、現在、農地転用の県の許可については、現在、保留となっています。保留の要因としましては、一つには、関連法令であります、県の景観条例に基づく適合認証がまだ得られていないことです。担当課である県の都市政策課としては、植栽をした図面を再提出させるということで、申請書をご本人に差し戻しており、その図面が再提出され次第、適合がどうかを判断する意向であります。また、田辺市の景観条例の許可につきましましては、その植栽された新たな図面の提出を条件に、先月の12月25日に既に許可を下ろしています。今後の見通しと致しましては、県の景観条例の適合認証が下り次第、県農業会議の諮問を経て、県知事の農転の許可が下りるという見込みとなっています。

議 長 はい、ありがとうございます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。今日の議案の説明の中で、現地調査委員さんが許可に対する何らかの意見がありましたが、事務局の方から、どういう案件で問題があるのかをもう少しわかりやすく説明していただければと思います。

愛須 局長 2件とも既に埋め立てをしていたというところで、現場で委員さんと、始末書を指導するというのを協議いたしました。県の現地調査が来週火曜日にあります、始末書を書いてもらうよう指導しなさいということは間違いないと思います。それを受けて申請者の方へ要請するという事になっています。その辺の説明が抜かりましたので申し訳ございません。

議 長 はい、他にございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。太陽光発電施設で子どもが近づいたら駄目なのか、触ったら駄目なのか全くわからないので、調べていただけますか。

議 長 ちょっと、専門的なことなので事務局の方から聞いていただけますか。次回、事務局の方から説明があると思います。それでは事務局から農振除外の件について説明があります。

愛須 局長 農業振興地域除外・農地転用基準の厳格化についての説明あり。

議 長 他に何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 4 時 26 分終了